

# 第一経営

(株)第一経営相談所  
税理士法人 第一経営  
社労士法人 第一経営

**経営理念** 私たちは、お客様とそこに働く人々の夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

## Contents

P2~P3	「特集」令和3年度税制改正について
P4	お客様景況(新型コロナウィルスの影響が継続に)
P5	新規講演会のご報告／ (事業情報)行政手続きにおける押印廃止と進むデジタル化
P6	定期総会のご案内／新入所員の紹介



## ぐる～ぷ1第31回定期総会のご案内

日 時 2021年6月16日(水) 15:00開会

活動報告 15:00 オンラインツアー 15:30~17:00



### 女川水産加工工場 オンラインツアー



～水産加工工場の裏側まで見学します！～



参加費 (海の幸のお土産付き) 会員3,000円 未会員4,000円

※今回はコロナ禍が続く状況の中、震災後の復旧過程にある宮城県女川町で奮闘する経営者の姿に触れることができます。

## 2021年度 新入所員の紹介

### 表紙写真

フランス・パリから西へ約70km、ジカルトー＝ド＝セーヌのモゼーに位置します。施設の内には大作「睡蓮」のモデルとして有名なガーキー、その名で影響されたものです。

有田会社大蔵機械製作所  
取締役 大蔵 市郎

### 編集後記

昨年11月に入社しました川口事務所の土屋です。この度所報担当になりましたのでどうぞよろしくお願いいたします。昨年はコロナの影響で入社式を延期。オンラインで行なう会社も多かったそうですが、今年は対面で行なう会社が多いようです。私たち第一経営でも対面で入社式を行ない、新しい社員達を歓迎しました。コロナで人との出会いが制限されていますが、所報を通じて少しでも人とつながりを感じられたらと思います。

川口事務所 土屋 いずみ

栗原 二緒  
土屋 いづみ  
川口 事務部  
富田 秋穂  
越谷 事務部  
薄井 夕果  
大蔵 部  
秀介

発行 株式会社 第一経営相談所  
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-332

経営本部 総務部  
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集  
担当者(山中・吉田)に  
ご連絡下さい

ホームページ <http://www.daiichi-keiei.com/>



### 2021オンライン新春講演会(1/20)のご報告

例年ホテル・ブリランテ武藏野にて開催されていた新春交歓会ですが、今年はオンライン記念講演という形で代わり、参加アクセス数は70名を超えるました。

東京中小企業家同友会の林事務長の話は290ページという膨大な資料で、情勢認識とともにコロナ禍を乗り切るヒントとなる事例も豊富に、とても分かりやすい報告でした。埼玉同友会会員、木製のおもちゃ製造「こまむぐさん」が、在宅勤務者を工程に宅配で繋いで製品を完成させており、マスクにも取り上げられて売上200%を達成しているという報告も、また四国琴平バスのオンラインツアーによる市場開拓も興味深い話でした。

続いて大宮事務所の杉本から、昨年1月に陽性者が発生した際の対応と教訓の報告があり、最後は質問交歓会で代わり、お客様同士の交流の場として5社からプロモーションビデオの紹介がありました。

初めてのオンライン会議で、所々不手際もありましたが、運営側としても反省点とともに学びの大きい取り組みになりました。

### 事業部からの 情 報

## 行政手続きにおける 押印廃止と進むデジタル化

2020年7月17日閣議決定された規制改革実施計画において、行政手続きにおいて書面・押印・対話を求めているものを原則全く見直し、必要な検討を行い、法令等の改正やオンライン化を行うことされました。これを受け、約15,000種類あるともいわれる行政手続きでの押印を廃止する方向で各省委が一齊に動き出しました。

2021年4月1日現在で原則押印廃止となっている手続き書類は、建設業許可・住宅免許等の許認可申請書、年金事務所・労働基準監督署・ハローワーク等への提出書類、確定申告書等の税務関係書類と多岐にわたります（一部押印が必要な書式も残っております）。

一方で、不動産登記や法人登記、遺産分割協議

書、自動車の名義変更等、引き続き押印の必要な手続きも存在します。とはいっても、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、一気に押印廃止の動きが加速したことには驚きを禁じ得ません。押印廃止はあくまで準備段階であり、ゴールは行政手続きのデジタル化・オンライン化の推進にあります。私たちも、この急速な流れに置いて行かれないように努めていく必要があります。

行政書士 行石 誠一郎



# 令和3年度 税制改正について

## 改正の概要

ボストンコロナに向かう経済構造の転換・新規機の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設とともに、こうした投資等を行う企業に対する税額控除の追加枠の拡充等の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されます。加えて、家の暮らと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例等の改正が行われました。

## 個人所得課税

### ①住宅ローン控除の特例の延長等

○住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満である住宅も対象とします。

## 資産課税

### ①住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

○令和3年4月以降の非課税枠を、令和2年度の非課税枠の水準（最大1,500万円）まで引き上げることとします。  
○合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満である住宅についても適用できることとします。（改正前：所得要件…2,000万円以下・面積要件（下限）…50m<sup>2</sup>以上）

### ②教育資金・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

○節税の利用を防止する観点から次の見直しを行った上で、適用期間を令和3年3月31日まで、2年延長とします。  
- 教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数  
- 教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算し、また、両措置について、受取者は贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用します。

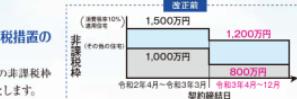
## 法人課税

### ①デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

○デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設します。（2年間の期限措置）

### ②カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

○2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワーパート等の生産設備への投資、生物プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設します。（3年間の期限措置）



（注）上記は、利回り5%のアリーバー住宅の内訳を算出額とする。住宅の算出額は、それより500万円減額。

## ③中小企業向け投資促進税制等の延長等

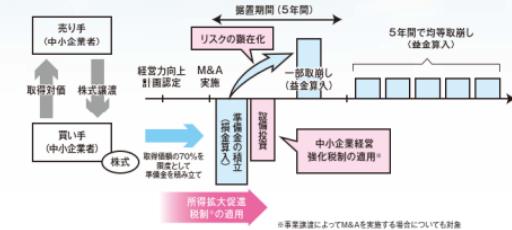
○租税特別措置法による軽減税率（税率15%）の適用期間を2年延長します。  
○中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等をした上で、適用期間を2年延長します。  
※中小企業投資促進税制・中小企業者等が、特定機械装置等の取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

## ④中小企業における所得抵当準備税制の見直し

○中小企業全般として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期間を2年延長します。

## ⑤中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

○M&A協力による発達する中小企業の特有のリスク（外債債務、賃貸債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得額が10億円以下の場合に限る）において、株式等の取得額の70%以下の差額を中小企業事業再構成投資损失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとします。（計画の認定期間：令和3年3月31日）  
この準備金は、指定期間終了後、原則として、5年間で均等新券を取り崩して益金算入することとします。



## 納稅環境整備

### ①税務関係書類における押印義務の見直し

○政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、印影及び印鑑証明書を求める手続等を除き、押印義務を廃止します。

税務関係書類の分類		押印の要否
原 則	(1)全般（例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書）	不 要
例 外	(2)担保権関係書類（例：不動産抵当権設定登記申込書、第三者による納税保証書）	要
	(3)遺產分割協議書（例：相続権・贈与税の特例における添付書類）	

出典：財務省 税制改正（案）のポイント



## 第一経営お客様 景況

# 新型コロナウイルスの影響が顕著に

2020年10月～2021年3月に申告した法人決算件数は508件となっており、前年同時期より件減少しています。一方で期間後申告件数が、前年同時期の5件から14件と大幅に増加しています。理由はいくつかありますが、お客様家族のコロナ感染により、決算書等の書類作成が出来なかったケースなど、新型コロナウイルスによる影響も報告されています。

売上実績では、先づHDI値（増加した件数から減少した件数を差引いた件数）が△95件となっており、業種別に見ますと、建設業△38件、サービス業△34件と大きく減少しています。製造業、卸売業・小売業も含め全業種において売上高DPIはマイナスとなっています。全体の減少率としては、10%以上から30%未満が多く一番多く△5件となっています。



売上高減少件数は、287件で半数以上の法人で減少している事になります。新型コロナウイルスの影響が広範囲に影響している実態が表れています。

実体黒字件数（減価償却費控除計上、代表者役員報酬400万以上計上している件数）は、221件で36件減少しており、売上高減少による影響も一因となっています。全体申告件数に占める割合は44%（実体黒字件数割合）となっています。

平均均付額は、年562万円で前年同期の576万円から若干の減少となっています。新型コロナウイルスの影響がじわじわと表れています。年内にはワクチン接種の見通しありますが、現段階では事態の収束まで先が見えない状況です。しかしながらこのような時期だからこそ様々な経営判断が求められます。第一経営グループとしては、お客様に寄り添いながら、問題解決に向けて全力でサポートしていきます。まずは担当者までご相談ください。

## 一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和）申請期間 5月31日まで

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。継続的に飲食店と取引しているなど給付要件がありますので、詳細については担当者までご連絡ください。

（越谷事務所 道藤 和之）